

## 第 8 回経済建設常任委員会 概要報告

<b>年 月 日</b>	令和 4 年 6 月 14 日	<b>会場</b>	第 1 委員会室	<b>案件</b>	付託議案の審査について
<b>出席委員</b>	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
<b>委員外議員</b>					
<b>欠席委員</b>					

### 議 題

(経済部)

令和 4 年第 2 回定例会 議案第 2 号

名寄市ピヤシリスキー場条例の一部改正について

はじめに、前回の委員会において条例第 13 条の解釈について質疑があった点について答弁があった。

【答弁】

A：第 13 条に掲げる利用料金については、上限額を定めるものであり、利用料金ではないことから、10 円未満を切り捨てるという規定は、別表に定める額に及ぶものではない。

続いて名寄市ピヤシリスキー場条例の一部改正について、担当課から 6 月 10 日の議案審査で資料として提出を求めた「利用料金の算出根拠」の説明の後、質疑が行われた。

【質疑】

Q：指定管理料が投入されている振興公社の状況等々を考えると、民間の同規模の宿泊施設との直接的な比較というのは相容れないのではないかと。足元マーケットを考えると市内向けの割引料金の設定等々ということも考える必要があると思うが。

A：指定管理施設ではあるが、一方で民間企業でもあるなよる温泉サンピラーという宿泊施設でもあるので、そこは市内の宿泊施設の同規模との比較で、利用者の方々に応分の負担をしていただく。今回利用料金を値上げするというのではなく、上限を改定するということになる。宿泊施設の場合は民間でも通常に繁忙期、閑散期、様々な料金設定がある。民間施設と同様に季節に応じたあるいはいろいろなセット料金を販売することで収益確保に努める必要もあると考えている。

Q：上限額で料金設定される懸念もあるが。

A：あくまで上限であるので、ここまで引き上げることを想定されるわけではない。振興公社の方で他の宿泊施設、スキー場の利用状況、合宿利用状況も踏まえて料金設定をする。

Q：ホテル全体の施設改修工事が入る時にも料金改定や条例改正が行われるのか。

A：平成 30 年の基本設計がスタートした時には全体的な改修ということで進めたが、その後公社の色々な問題があった発生し、それでも必要な改修ということで市民ニーズの高い温浴施設を先行した。今後客室をどうするか全く分からないため、料金改定するかは何ともいえない。

Q：値上げありきという報道が先行されたことについて、今回の条例改正は値上げを決めているわけではない。あくまでも公社が運営の中でこれから検討し決定していくことであるということ、市民理解を得られるような方策を今後どのように考えていくか。

A：今回の条例改正については必ずしも値上げに直結するというものをもって提案しているものではない。公社と今後のリフト料金また宿泊料金の協議の中で一定程度利用者に配慮した金額設定であること、市民周知についてはできるだけ理解が深まるような取り組みを今後もしていきたい。

質疑終結後、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上、予定していた案件はすべて終了し第8回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠